

種 類		内 容
訓 練 等 給 付	自立訓練	<p>内 容 〈機能訓練・生活訓練〉 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈宿泊型自立訓練〉 居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	就労移行支援	<p>内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	就労継続支援	<p>内 容 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈A型（雇用型）〉 通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。 〈B型（非雇用型）〉 就労経験のある人等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	就労定着支援	<p>内 容 一般企業等への就労に向けた支援として、一定期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整などを行います。</p> <p>対 象 者 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	自立生活援助	<p>内 容 障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所して単身で生活する者又は同居家族の死亡等により単身で生活する者等が、自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定期間、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の援助を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	共同生活援助 (グループホーム)	<p>内 容 主として、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人</p> <p>利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 家賃、食費、光熱水費等の利用者負担があります。 ※ ただし、低所得者については、月額1万円を上限として、家賃の助成制度があります。</p>

※就労選択支援（令和7年10月開始予定）